

令和6年1月号

e~ろうむ.net

(い い 労 務)

連絡先：〒160-0023

東京都新宿区西新宿 4-1-10-205

社会保険労務士事務所NKサポート

電話：03-6304-2745

FAX：03-6304-2744

e-mail：info@e-606.net

親子関係や婚姻関係等を確認する行政手続で 戸籍謄抄本が不要に

◆改正戸籍法施行で利便性アップ

令和元年成立の改正戸籍法には、本籍地の市区町村でなければ戸籍謄本を取得できない等の不便を解消するための新システム構築等が盛り込まれていましたが、いよいよ新システムが完成し、令和6年3月から次の3点が変わります。

- 行政手続における戸籍謄抄本の添付省略が可能に
 - 戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略が可能に
 - 本籍地以外での戸籍謄本発行が可能に
- 詳細は以下の通りです。

◆行政手続における戸籍謄抄本の添付省略が可能に

例えば健康保険の被扶養者認定や国民年金第3号被保険者の資格取得事務における婚姻歴の確認といった、親子関係や婚姻関係等を確認する手続きでマイナンバーを利用することとなり、戸籍謄抄本の添付省略が可能になります。

◆戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略が可能に

婚姻届や養子縁組届など様々な戸籍の届出の際に、戸籍謄抄本の提出が不要になります。さらに、戸籍の届書が提出後電子化されることで、すぐに新しい戸籍謄抄本が発行できるようになります。

◆本籍地以外での戸籍謄本発行が可能に

住んでいる市区町村や勤務先の最寄りの市区町村の役場の窓口で、自身の戸籍のほか、配偶者、父母、祖父母、子の戸籍の謄本も取得可能になります。さらに、オンラインで行政手続をする際に利用可能な戸籍の証明書として、新たに「戸籍電子証明書」が発行されるようになります。

パスポートの発給申請時にこの証明書を行政機関に提示することで戸籍証明書等の添付が不要となる予定で、今後、他の手続きにも拡大される見通しです。

【法務省「戸籍法の一部を改正する法律について（令和6年3月1日施行）」】

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html

国家公務員の男性育休取得率が初の7割に

◆令和4年度の国家公務員の男性育休取得状況

人事院は、仕事と家庭の両立支援のための制度等の検討に資するため、令和4年度における一般職の国家公務員の育児休業等の取得実態について調査を実施し、一般職の男性職員の育児休業取得率が過去最高の72.5%（前年度比9.7ポイント増）だったことを公表しました。7割を超えたのは初で、4年前の平成30年度では21.6%だったことを踏まえると、ここ数年で急激な増加となっています。

◆くるみんの認定基準も厳しく

政府は2030年度までに、民間を含む男性育休の取得率を85%まで引き上げる目標を掲げています。「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定をする「くるみん」についても、2024年以降に、男性育休取得率の基準が10%から30%に引き上げられる方針です。

育児・介護休業法改正後、男性育休の取得促進についても広く知られるところとなってきました。男性の育休取得の促進は、企業にとっても人材確保や両立支援の面から無視できない課題です。今後より一層の取組みを検討していきたいところです。

【人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和4年度）の結果について」】

<https://www.jinji.go.jp/kisya/2311/ikukyuR5syousai.pdf>

1月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

10日

源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕

※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和5年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕

31日

○法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・合計表>の提出〔税務署〕

○給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>〔市区町村〕

○固定資産税の償却資産に関する申告〔市区町村〕

○個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>〔郵便局または銀行〕

○労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>〔労働基準監督署〕

○健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕

○健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕

○労働保険料納付<延納第3期分>

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕

○外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>〔公共職業安定所〕

○固定資産税に係る住宅用地の申告〔市区町村〕

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

○給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出〔給与の支払者（所轄税務署）〕

○本年分所得税源泉徴収簿の書換え〔給与の支払者〕